

# 学校いじめ防止基本方針（加茂農林高等学校）

<b>校 訓</b> 至誠勤労・質実剛健	<b>関係法令</b> 日本国憲法 教育基本法 いじめ防止対策推進法 学習指導要領 国・県の基本方針
<b>学校教育目標</b> 豊かな情操と勤労を尊び逞しく生きる力を育てる。 人や自然を愛する豊かな心と自ら学ぶ意欲と 創造する力を育てる。	

<b>いじめ防止の基本理念</b> いじめは、すべての生徒に関する問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な危険を生じさせる恐ろしいものである。 従って本校では、すべての生徒がいじめを受けることがないように、すべての生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組むとともに、積極的な生徒理解と深化をはかることにより、いじめ防止等のための対策を行う。	<b>いじめの定義</b> 当該児童等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
--	---

## 未然防止の取り組み（平常時）

<b>指導</b> 本校方針2（2）による ・校内の人権意識の高揚 ・生徒全員が居場所があり絆を結べる学校づくり ・職員のいじめに対する意識を高める ・いじめは許さないメッセージを明確に伝達 ・生徒のコミュニケーション力や道徳心・倫理観を高める	<b>調査</b> めいわく調査の完全実施 いじめの発見には特にめいわく調査の運用が重要である。いじめが疑われる記載があった場合は徹底してその問題解決を図ることで、生徒のめいわく調査に対する高い信頼を醸成する。 また、担任等の面接、標準テストなどを活用する。	<b>組織</b> 加茂農林高等学校 いじめ防止委員会  校内 校長、教頭、生徒指導主事、教育相談係、特別活動部長、生徒代表  第三者 臨床心理専門家、PTA会長、学校評議員代表
--	--	---

## いじめ事案の発覚・重大事案への対応（緊急時の対応）

<b>素早い対応</b> ①最悪の事態を想定した対応とする ②被害生徒の保護を最優先とする ③毅然とした指導を行う ④組織的行動と情報の整理共有	<b>事象の正確な把握</b> ①いじめの対象者および人間関係把握 ②いじめ構造の把握 ③いじめの様態把握 ④被害生徒・保護者の状況把握 ⑤二次的な問題の有無の把握		
<b>被害生徒</b> 安全確保の約束 具体的な対応策 専門的な心のケア 支える友達集団	<b>保護者</b> 正確な事実伝達 直接面談(家庭訪問) 隠し立てなし 支援方法の一致	<b>加害生徒・保護者</b> 事実を明らかに 法・民事責任 被害生徒への謝罪 保護者の理解	<b>全校生徒</b> 事実報告(重大事案) 関係生徒 支える友達集団 専門的な心のケア

被加害生徒・保護者と全校生徒への責任 responsebility に加えて、県民への責任 accountability を意識する